

第六節 現金納付制度（電子現金納付を含む）

1. 制度改正の経緯

産業財産権制度における手数料等の納付方法は、従来、特許印紙による納付に限定されていたため、申請人にとって、特許印紙を購入・貼付し特許庁に持参又は郵送する事務負担が大きく、また、手続を行う際の安全面についても考慮する必要がありました。これらの点を改善するため、平成8年10月より、特許印紙による納付に加えて、金融機関からの現金での料金納付を可能とする、現金納付制度を導入しました。

さらに平成17年10月3日からインターネット出願の開始に伴い電子現金納付ができるようになりました。

2. 現金納付制度の概要

(1) 事前手続

- ① 現金納付の希望者は、特許庁長官に対し現金納付に係る識別番号の付与の請求をします（現金手続令2(1)）（識別番号付与請求書の様式に関しては、（参考1）参照）
- ② 特許庁長官は、当該請求者に対して識別番号を付与し、通知します（現金手続令2(2)）。
- ③ 識別番号を付与された者は、特許庁長官に対し納付書の交付を請求します（現金手続令4(1)）（納付書交付請求書の様式に関しては、（参考2）参照））。なお、現金納付に係る識別番号付与請求書により納付書の交付請求を併せてすることができます。
- ④ 特許庁長官は、当該納付書の請求者に対し、住所・氏名・識別番号・納付書番号等の必要事項を印刷した4枚綴りの納付書（（参考3）参照）を交付します（現金手続令4(2)）。

(2) 納付手続

出願人等の申請者は、特許庁より交付された納付書に納付金額及び納付すべき手続の種類を記載し、日本銀行（本店、支店、代理店又は歳入代理店）窓口から手数料等を納付して、「納付書・領収証書」及び「納付済証（特許庁提出用）」を受領します（この際の納付手数料は不要です）。

(3) 出願書類等の申請手続

- ① 書面による手続の場合、「納付済証（特許庁提出用）」を手続書面に添付して特許庁長官に提出します。
- ② オンライン手続の場合、当該手続に係る手数料等を納付した納付書に記載された納付書番号を記録するとともに、納付済証（特許庁提出用）を手続補足書により、特許庁長官へ提出します。
- ③ 現金納付の場合は、「手数料等の日本銀行への納付」及び「手続書類の特許庁への提出」が完了した日を、その納付がされた日とします。（現金手続令7(1)）

(4) 手数料等の返還の手続

- ① 日本銀行へ納付した手数料等に対応する手続を行わなかった場合の納付した手数料等の返

還については、当該手数料等を日本銀行へ納付した日から一年を経過した後は、請求することができません。(特195(12)、特例法40(7))。

- ② 上記手数料等の返還の手続は、「既納手数料等返還請求書」に納付書・領収証書及び納付済証(特許庁提出用)を添付して行います。

3. 現金納付の対象となる料金

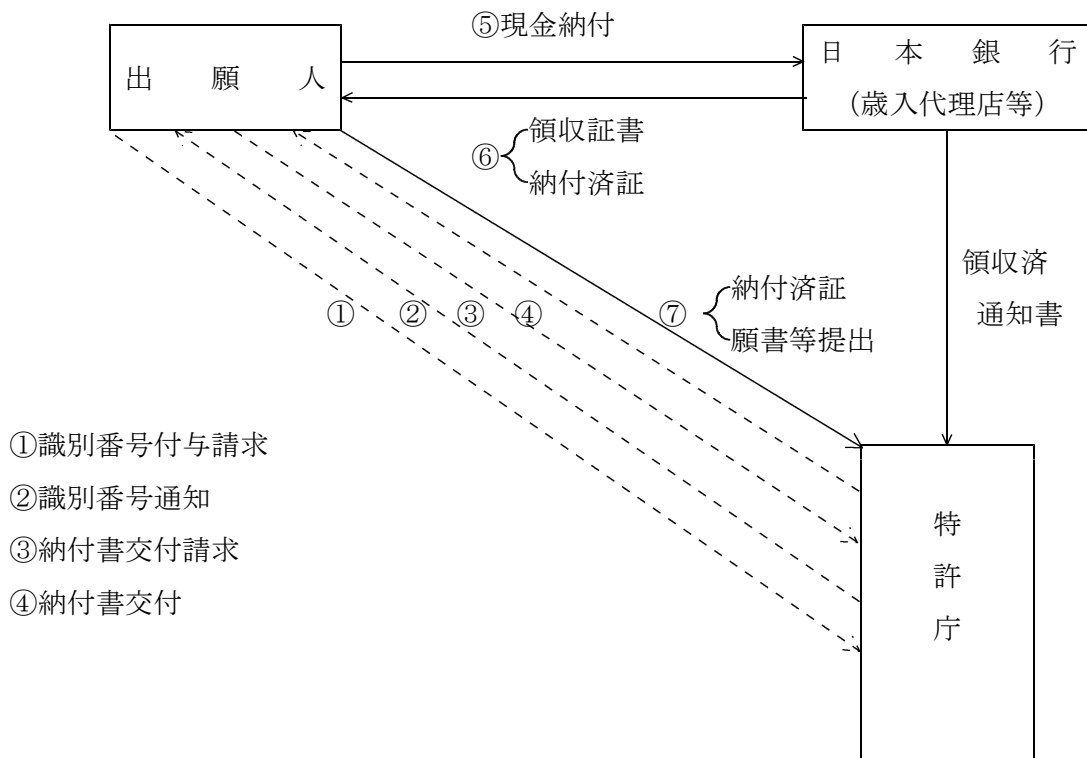
現金納付制度は、以下の料金を除いた工業所有権に関する全ての料金について利用可能です。

(現金手続令 1 (1、2))

<現金納付制度を利用することができない手続>

- (1) オンラインシステムを使用して納付手続を行う場合の特許料、実用新案登録料、意匠登録料、商標登録料の納付手続ができません。
- (2) オンラインシステムを使用して行う手続に関する手数料の納付手続ができません。
 - ・ファイル記録事項の証明請求
 - ・ファイル記録事項の閲覧請求
 - ・ファイル記録事項の交付請求
 - ・磁気原簿記録事項の証明請求
 - ・磁気原簿記録事項の閲覧請求
 - ・磁気原簿記録事項の交付請求
- (3) 弁理士試験受験手数料
- (4) 特定の手続のうち磁気ディスクへの記録を求めなければならない手続に係る電子化手数料
- (5) 特許権等の移転登録等の際に必要な登録免許税

4. 現金納付手続フロー



現金納付に係る識別番号付与請求書の作成要領は、次のとおりです。

(参考1)

現金手続令様式第1 (第2条関係)

現金納付に係る識別番号付与請求書	
(平成 年 月 日)	
特許庁長官	殿
1. 請求人	
識別番号	
郵便番号	
住所又は居所	
氏名又は名称	① 又は 識別ラベル
(国 籍)	
2. 代理人	
識別番号	
郵便番号	
住所又は居所	
氏名又は名称	① 又は 識別ラベル
(3. 納付書交付請求枚数	
	枚)

〔備考〕

備考1から19は、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則様式第1（識別番号付与請求書）の備考1から19と同様（7、13を除く）。

- 1 「請求人」の四角の枠内には、特施規1(3)、例61(1)、実施規23(1)、意施規26(1)、商施規22(1)の規定により特許庁に提出する書面に押そうとする印を押さなければならない。
- 13 第2条、又は、例施規3の規定による識別番号の通知を受けていない者については、「識別番号」の欄を設けるには及ばない。
- 20 第4条第1項ただし書きの規定により識別番号の付与の請求と同時に納付書の交付を請求する場合は、「2. 代理人」の欄の次に「3. 納付書交付請求書枚数」の欄を設けて納付書交付請求枚数を記載する。

納付書交付請求書の作成要領は、次のとおりです。

(参考2)

現金手続令様式第2（第4条関係）

納 付 書 交 付 請 求 書	
（平成 年 月 日）	
特許庁長官	殿
1. 請求人	
識別番号	
住所又は居所	
氏名又は名称	
2. 納付書交付請求枚数	枚

〔備考〕

- 1 「住所又は居所」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したときは「住所又は居所」の欄は設けるには及ばない。
- 2 日本に営業所を有する外国法人にあって、日本における代表者が手続を行うときは、「氏名又は名称」の次に「日本における営業所」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。
- 3 請求人がパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考1に該当するときを除く。）は、「氏名又は名称」（名称の原語を記載する場合にあっては、「氏名又は名称原語表記」）の次に「営業所」の欄を設けて、営業所の所在地の国名を記載する。
- 4 その他は、様式第1（現金納付に係る識別番号付与請求書）の備考1から3まで、5から9まで及び13から18までと同様とする。

(第1片)

領収済通知書 (国庫金)

(記入例) 0123456789
0123456789は必ず記入欄に入力して記入してください。

年度 会計番号 主管又は所管番号 取扱庁番号 官署コード
 科目コード 納付書番号 種別番号

〒100-8915
 千代田区霞が関3-4-3
 特許庁庶務課
 庶務課長
 特許庁長官

納付場所
 日本銀行支店、支店、代理店
 又は成人代理店

現金納付
 納付金額 億 千 百 十 万 千 百 十 円
 四法 手続種別

納付される方へ 本票の枠内の事項を記載して下さい。
 金融機関の方へ この書面は、納付書・領収証券及び納付済証、特許庁提出用、が連続された4枚複写式になっていますので、よびすべてに領収印を捺捺の上、納付書・領収証券及び納付済証、特許庁提出用の2枚を納付された方にお渡し下さい。

翌年度5月1日以降
 選挙権成人増入 特許特別会計

経済産業省所管 特許庁

特許料等

上記の金額を領収しました。
 (領収日付印)

この書面は、機械処理されますので、汚したり折り曲げたりしないで下さい。

この書面は、切り離さずに納付場所へ提出して下さい。

(第2片)

領収控 (国庫金)

年度 会計番号 主管又は所管番号 取扱庁番号 官署コード
 科目コード 納付書番号 種別番号

納付金額 億 千 百 十 万 千 百 十 円
 四法 手続種別

納付場所
 日本銀行支店、支店、代理店
 又は成人代理店

翌年度5月1日以降
 選挙権成人増入 特許特別会計

経済産業省所管 特許庁

特許料等

上記の金額を領収しました。
 (領収日付印)

(第3片)

納付書・領収証書 (国庫金)											
年度	会計番号	主管又は所管番号	取扱庁番号	官署コード							
科目コード	納付書番号	識別番号									
四法	手続種別	納付金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
納付場所 日本銀行本店、支店、代理店 又は成人代理店											
(住所)											
(氏名)											
殿											
迎年度5月1日以降 課年度成人増入				特許特別会計				上記の金額を領収しました。 (領収日付印)			
経済産業省所管				特許庁							
特許料等											

(第4片)

納付済証 (特許庁提出用) (国庫金)											
年度	会計番号	主管又は所管番号	取扱庁番号	官署コード							
科目コード	納付書番号	識別番号									
四法	手続種別	納付金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
納付場所 日本銀行本店、支店、代理店 又は成人代理店											
(住所)											
(氏名)											
殿											
迎年度5月1日以降 課年度成人増入				特許特別会計				上記の金額を領収しました。 (領収日付印)			
経済産業省所管				特許庁							
特許料等											
○この納付済証 (特許庁提出用) を、出願書類等と共に特許庁に提出すること。											
○(金融機関の方へ) 領収印を押捺の上、納付書・領収証書と共に納付された方にお渡し下さい。											

(第4片裏面)

1. 「四法」欄は、表1に従ってコードを記載してください。
 2. 「手続種別」欄は、表2に従ってコードを記載してください。

四法	コード
特許	1
実用新案	2
意匠	3
商標	4

手続名	コード
出願関係の手続	010
審査請求又は実用新案技術評価の請求	011
承継の届出	012
期間の延長又は期日の変更の請求	013
書誌、ひな形若しくは見本の複製、複写の請求又は秘密重畳を示すべきことの請求	021
証明の請求	022
工業所有権に關する手続等の特別に関する法律第2条第1項に規定する電子情報処理機構を使用して行う開示の請求又はファイルに記録されている事項を記載した書類の交付の請求	023
特許原簿、実用新案原簿、意匠原簿又は商標原簿のうち磁気テープをもって調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付の請求	024
書類の謄本又は抄本の交付の請求	025
特許証又は登録証の再交付の請求	026
特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律又はこれに基づく命令関係の手続	030
審判又は再審の請求	040
異議の申立て	041
判定の請求、裁定の請求、裁定の取消しの請求、審判若しくは再審への参加申請、異議の申立てについての審理への参加申請又は明渡し若しくは図面の訂正の請求	042
特許料又は登録料の納付、設定登録、更新登録又は更新登録申請時に納付するもの	051
特許料、割増特許料、登録料又は割増登録料の納付（051以外のもの）	052

5. 電子現金納付の概要

インターネット出願ソフトで納付番号を取得し、インターネットバンキングやPay-easy（ペイジー）対応ATMから手数料の納付を行う納付方法です。

なお、特許庁のインターネット出願システムからインターネットバンキングにリンクしているので、納付番号取得から納付金額の支払い処理まですることができます。

※ 電子現金納付では、手数料の納付を必要とする書類一件ごとに納付番号の取得を行う必要があります。

(1) 納付手続

① 電子現金納付の希望者は、インターネット出願ソフトを使用して「電子現金納付者カナ氏名」「電子現金納付専用パスワード」を登録します。

② 「納付番号」を取得します。

(注) 納付番号は取得した翌日から30日を経過すると利用できなくなります。

③ 納付番号取得後、その納付番号によりインターネットバンキング又はATMを利用して手数料を振り込みます。

※ ATMを利用した振込の場合は、Pay-easy（ペイジー）が利用できる専用ATMからのみとなります。

※ 窓口での支払はできません。

電子現金納付手続の操作は、「電子出願ソフトサポートサイト」の「インターネット出願ソフト」から、「操作マニュアル」をご参照ください。

(2) 出願書類等の申請手続

料金の必要な各手続に係る様式の「【手数料の表示】」又は「【特許料の表示】」若しくは

「【登録料の表示】」の欄に「【納付番号】」の欄を設け、納付番号を記載します（例施規41の9）。

(3) 手数料等の返還の手続

- ① 日本銀行へ納付した手数料等に対応する手続を行わなかった場合、納付した手数料等の返還については、当該手数料等を日本銀行へ納付した日から一年を経過した後は、請求することができません（特195(12)、特例法40(7)）。
- ② 上記手数料等の返還の手続は、「既納手数料返還請求書（電子現金納付）」を特許庁長官へ提出します。

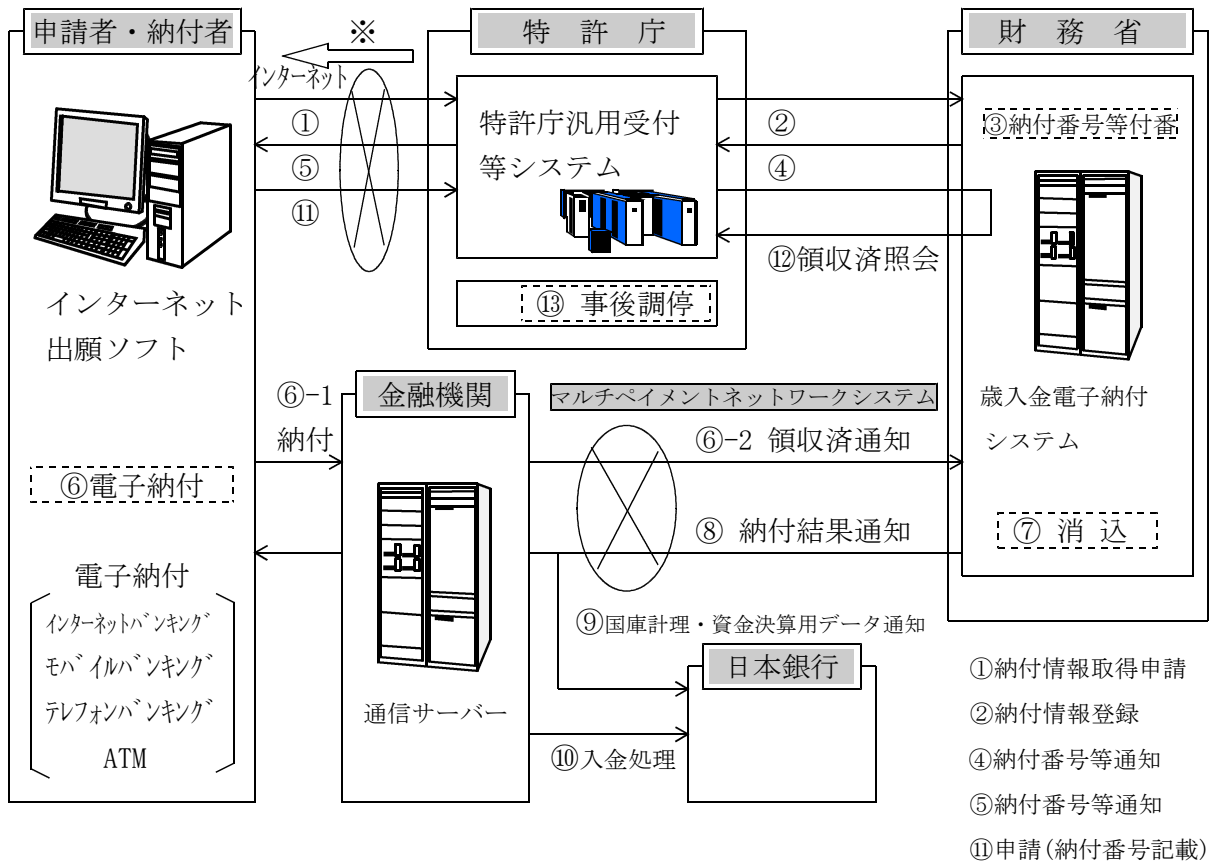
6. 電子現金納付の対象となる料金

電子現金納付制度は、以下の料金を除いた工業所有権に関する全ての料金について利用可能です。

<電子現金納付制度を利用することができない手続>

- (1) 特許証又は登録証の再交付申請に係る手数料
- (2) 弁理士試験受験手数料
- (3) 特定の手続のうち磁気ディスクへの記録を求めなければならない手続に係る電子化手数料
- (4) 特許権等の移転登録等の際に必要な登録免許税

特許庁における申請・届出等の手続きに伴う手数料等の電子納付に関する業務フロー



※ 事前にインターネット出願ソフトを特許庁HPよりダウンロード(無料)する必要があります。